pwc 資誠

台湾税務および投資法令アップデート

2021 年 6 月

税金徴収法

新型コロナウイルス(COVID-19)による影響を受けた納税者による延納もしくは分納の申請について

財政部は昨年3月19日に、新型コロナウイルス(COVID-19)による影響を受けた場合、納税者は税金の延納もしくは分納を申請でき、金額制限はないとの通達を公布しました。さらに当該通達に関連して昨年3月25日にその申請審査原則を公布し、適用対象および税目などを明文規定しました。今般、「厳重特殊伝染性肺炎予防および救済振興特別条例」(以下、「救済振興特別条例」とする)の施行期間が2022年6月30日へ改正されたことに伴い、財政部はその申請期間の改正通達を公布しました。

当該改正通達の主な内容は以下の通りです。

適用対象期間	納税期間が2020年1月15日から2022年6月30日までの税金
適用税目	法人税、個人所得税、房地合一税(不動産取引にかかる所得税)、営業税、貨物税、酒たばこ税、特殊貨物および役務税、房屋税、地価税、ナンバープレート使用税、ならびに前述各種税にかかる利息、滞報金、怠報金および過料
適用対象	1. 営利事業者 救済振興特別条例による救済関連措置の適用対象者である企業 2. 新型コロナウイルスにより短期間において営業収入額が大きく減少した個人 ①救済振興特別条例による救済関連措置の適用対象者である個人 ②勤務する会社が新型コロナウイルスによる影響で規定により無給休暇を実施している ③新型コロナウイルスによるその他の影響(例：減給、非自発的失業または勤務日数が連続 2 か月で従来の 50%以上減少したもの)
分納・延納規定	本来は税額によって延納期間または分納期数が定められていますが(「納税義務者の税金延納または分納申請に関する規定」第3条)、各税務機関は寛大に審査・認定し、延納期限は最長1年、分納期限は最長3年(1か月を1期とし、計36期)とする

PwC 台湾の見解：

延納または分納の許可を受けた税額をいずれか1期でも期限通りに納付しなかった場合は、税務機関は当該期限満了日の翌日から3日以内に、未納税額についての納付書を納税者に送付し、10日以内に一括で完納するよう納税者に通知します。なお、10日を過ぎても納付しなかった場合は強制執行となりますので留意が必要です。

所得税法

電磁的方法で帳簿・証憑を保存する公開発行会社など営利事業者は、紙ベースの帳簿・証憑の廃棄に関する税務機関への届出・承認不要

会社の帳簿・証憑類に関しては、帳簿は10年、証憑類は5年の保管が義務付けられています。その保管に関して、法人税の税務申告が終わり税額が確定した後は原紙を廃棄し関連帳簿を電磁的方式で期限まで保管することが認められていましたが、税務当局による事前許可が条件とされていました。

2021年5月19日に「税務機関の営利事業会計帳簿・証憑に関する管理弁法」が財政部により改正公布され、公開発行会社、金融持株会社、証券業、先物業、銀行業、証券金融業、信託業、保険業およびその子会社の帳簿・証憑については、電磁的方式による帳簿等の保管に関する関連諸規定が守られている場合には、税務当局による事前許可は不要になりました。

新型コロナウイルス(COVID-19)による影響に伴い、2020 年度の税務目的のための金融口座情報の申告期限は 8 月 2 日へ延長

台湾における2020年度の税務目的のための金融口座情報の自動的交換(CRS)の実施対象国は、日本、オーストラリアおよびイギリスとなっており、財政部の「金融機関の共通報告およびデューデリジェンスの実施作業に関する弁法」によれば、台湾内の金融機関は2021年6月1日から6月30日までに、日本、オーストラリアおよびイギリスに属する税務居住者の所有または支配する金融口座情報を申告しなくてはなりません。しかし今般、新型コロナウイルスによる影響で、申告期間が6月1日から8月2日までに延長されました。

その他の租税措置

新型コロナウイルス(COVID-19)対策に伴う娯楽場所、展覧会場、試合会場、教育学習場所などの閉鎖に関する家屋税、娯楽税およびナンバープレート使用税について

政府の公告によって強制閉鎖となった娯楽場所、展覧会場、試合会場、教育学習場所について、その営業停止期間における建物の家屋税は、各業種の管轄官庁が提供するリストあるいは調査で得られた資料に基づき地方税務機関が自発的に認定し、納税者は建物の使用形態の

変更を申告する必要はありません。

また、上記の施設の閉鎖に伴い使用停止となった車両のナンバープレート使用税、および営業停止期間における娯楽税の認定・課徴についても、地方の税務機関が自発的に課徴・免除を認定し、納税者あるいは娯楽場所の業者(徴収代行者)が申請を提出する必要はありません。

会社法・証券管理に関する法律

新型コロナウイルス(COVID-19)により定時株主総会は 6 月末まで開催禁止

新型コロナウイルスの感染対策にあたる中央流行疫情指揮センターは2021年5月19日に、台湾全域で警戒レベルを第3級に引き上げ、室内で5人以上、屋外で10人以上の集会禁止を公布しています。これに伴い経済部は5月20日、企業の株主総会が上記の状況に該当する場合は会議の開催を禁止すると公表しました。なお、公開発行会社の場合は、金融監督管理委員会の指示に基づき、5月24日から6月30日までは株主総会の開催は禁じられています。

pwc 資誠

PwC 台湾　日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com
			www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.